

議案第1号

北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例等
の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例等の一
部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、現下の厳しい市の財政状況に鑑み、市長及び副市長の給料、教育長の給料並びに議長、副議長及び議員の議員報酬を時限的に減額する特例措置を講じることに伴い、関係条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例等
の一部を改正する条例

(北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例(平成24年北名古屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

(北名古屋市教育長の給料の特例に関する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市教育長の給料の特例に関する条例(平成24年北名古屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

(北名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成24年北名古屋市条例第3号)の一部を次のように改正する。

「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。